

4 備蓄物資の保管の適正化等

勸告	説明図表番号
<p>「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」では、食料、飲料水等の備蓄の際には、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮するとされ、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要があるとされている。</p>	表 4-①
<p>また、「中央省庁業務継続ガイドライン第 1 版」(平成 19 年 6 月内閣府)において、業務継続計画の策定に当たり、食料、飲料水等の確保状況(備蓄量等)を確認する際には、備蓄物資の利用に係るリスク(備蓄場所の被災、備蓄物資を取り出せる人の確保、備蓄物資の劣化等)も併せて考慮することとされている。</p>	表 4-②
<p>今回、調査対象機関において、備蓄物資の保管状況等を調査した結果、次のとおり、災害時に備蓄物資を円滑に配布するための措置及び備蓄物資の賞味期限や数量を適切に管理するための措置を講じている例がみられた。</p>	表 4-③～⑤
<p>① 備蓄物資を各階又は各課室に分散させて保管している例や、過去の災害でエレベーターが停止したことを踏まえ、保管場所を執務室の近くに変更した例</p> <p>② 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるため、備蓄物資の保管場所に台車等を配備し、搬送手段を確保している例</p> <p>③ 保管場所において備蓄物資の賞味期限や数量を分かりやすく明示している例</p> <p>一方、次のとおり、災害時には備蓄物資の円滑・迅速な配布に支障が生じるおそれのある例がみられた。</p>	
<p>① 津波等の浸水想定区域に所在している機関において、浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している例(5 府省計 15 機関)がみられ、これらの中には、当該保管場所に全ての備蓄物資を保管している例(2 府省計 7 機関)がみられた。</p>	表 4-⑥
<p>② 執務室は高層階にあるが、そこから最大で 10 階以上離れている地下や低層階の 1 か所に備蓄物資を保管しているなど、災害時にエレベーターが停止した場合は、備蓄物資の搬送に支障が生じるおそれのある例(7 府省計 8 機関)がみられた。</p>	表 4-⑦
<p>なお、調査対象機関の中には、東日本大震災の際に、エレベーターが停止したため、備蓄物資を地下から高層階まで階段で搬送し、労力を要したとしている例がみられた。</p>	表 4-⑧
<p>③ 複数の庁舎で業務を行っているが、備蓄物資は一つの庁舎に保管しているなど、庁舎ごとに職員数に応じた備蓄を行っていないなどのため、災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるが、その手段や体制が明確に定められていない例(4 府省計 5 機関)がみられた。</p>	表 4-⑨
<p>④ 備蓄物資の賞味期限又は有効期限(以下「賞味期限等」という。)の点検が適切に行われていない、賞味期限等が過ぎたものについて速やかに更新されていないなどのため、賞味期限等が過ぎているものが保管されており、備蓄物資が劣化するおそれのある例(5 府省計 9 機関)がみられた。</p>	表 4-⑩
<p>⑤ 備蓄物資の数量等の点検が適切に行われていないなどのため、一覧表等により把握</p>	表 4-⑪

している数量や保管場所が実態と異なっている例（4府省計5機関）がみられた。

【所見】

したがって、関係府省は、備蓄物資の保管の適正化等を図り、災害時に備蓄物資を円滑・迅速に配布する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 津波等により浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している場合は、保管場所の見直し等の措置を講ずること。（法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省）
- ② 高層庁舎において、執務室等と備蓄物資の保管場所の階層が離れている場合は、備蓄物資の一部を執務室の近くに保管するなど、エレベーターが停止した場合に備えた措置を講ずること。（内閣府、国家公安委員会（警察庁）、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、防衛省）
- ③ 複数の庁舎で業務を行っているが、備蓄物資は一つの庁舎に保管しているなど、災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定される場合は、庁舎ごとの職員数に応じた備蓄の実施、搬送体制等の明確化、搬送手段の確保等の措置を講ずること。（内閣府、法務省、厚生労働省、国土交通省）
- ④ 備蓄物資の劣化防止を図るため、賞味期限等が過ぎたものを長期間保管することがないように、賞味期限等の点検を定期的を実施し、賞味期限等が過ぎたものについては適切な時期に更新すること。（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）
- ⑤ 備蓄物資の適切な管理を図るため、数量等の点検を定期的を実施し、備蓄物資の数量、保管場所等を記載している一覧表等と実態を一致させること。（総務省、法務省、財務省、経済産業省）

表 4-① 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成 24 年 9 月 10 日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）＜抜粋＞

第 2 章 一斉帰宅の抑制

2. 企業等における施設内待機

◇ 企業等における対応

(1) 平常時

② 企業等における施設内待機のための備蓄について

従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。

その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

i 備蓄品の保管及び配布

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。

また、配布作業の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

なお、保管されている備蓄品が避難通路を塞ぐ障害物となり、消防法令等の違反状態（スプリンクラー設備の放水ヘッドを塞ぐこと、自動火災報知設備の感知器の設置が免除されている PS（パイプシャフト）※、機械室等を倉庫として使用すること等）とならないようにする。

※ パイプシャフト：各階を通じ、たて方向に各種配管（給排水管やガス管等）を通すために、床や天井を貫通して設けられる空間のこと。

ii （略）

(注) 下線は当省が付した。

表 4-② 中央省庁業務継続ガイドライン第 1 版（平成 19 年 6 月内閣府）〈抜粋〉

3. 業務継続計画の策定と運用

3. 6 業務プロセスと必要資源の分析

3. 6. 1 基幹的な資源等の確保状況の確認

① 概要と目的

本項では、業務の実施上必要となる資源の確保状況や、職員の安否確認といった発災後の基本的業務の準備状況を確認する方法について述べる。

このような確認を行うことによって、業務を実施する際の周辺環境条件を明らかにし、次項で述べる業務プロセス分析を円滑に行えるようにすることを目的とする。

② 内容

危機的状況下での業務遂行を支える基幹的資源（リソース）の確保状況を分析することとする。

以下の資源等は、業務を継続する上での基礎をなすものであり、地震時におけるこれら資源等の状況を想定して、業務継続にどの程度の支障をもたらすのかを確認するものとする。その結果、業務継続に支障が生じることが想定された場合には、当該支障の除去・緩和策を検討するとともに、当面の間の業務継続性の検討に際しては、基礎条件が満たされない環境下での業務執行状況を想定するものとする。

■ 基礎資源 1（職員）

（略）

■ 基礎資源 2（庁舎）

（略）

■ 基礎資源 3（電気・トイレ・通信等）

（略）

■ 基礎資源 4（飲料水・食料等）

飲料水・食料の確保状況（備蓄量及び時系列別の調達見込み）を確認する。 庁舎内で活動する人々の数と対比した不足量又は余裕量を評価し、飲料水及び食料等の供給状況を想定する。なお、備蓄物資の利用に係るリスク（備蓄場所の被災、備蓄物を取り出せる人の確保、備蓄物の劣化等）や物資調達に係るリスクも併せて考慮する。

（後略）

（注） 下線は当省が付した。

表 4-③ 備蓄物資を各階又は各課室に分散させて保管している例や、過去の災害を踏まえ保管場所を執務室の近くに変更した例

府省名	機関名	事例の概要
法務省	法務省本省	全ての職員分の備蓄物資を各課室（地下 1 階から 20 階までに所在）で保管・管理している。各課室では、執務室内のキャビネット等に保管しており、保管場所、数量を記載した「保管先一覧」を作成し、管理している。 なお、帰宅困難者分の備蓄物資は、帰宅困難者の受入場所に近い倉庫に職員分と分けて保管している。
法務省	東京入国管理局	食料及び飲料水については、2 階から 12 階までの各階に保管しており、簡易トイレについては、2 階から 7 階及び 12 階に保管している。
経済産業省	経済産業省本省	災害時に直ちに備蓄物資を使用できるよう、「職員・来庁者等への対応マニュアル」（平成 24 年 5 月改定）に基づき、職員の半日分の備蓄物資を各階（地下 1 階から 17 階までの給湯室）に保管している。 これらの保管場所では、紛失防止のため、備蓄物資にネットを張り、災害時以外の開封・使用は厳禁である旨を掲示している。また、警備員が毎日、庁舎内の巡回の際に目視で点検している。
国土交通省	第三管区海上保安本部	備蓄物資を主に地下倉庫に保管していたが、東日本大震災の際に、エレベーターが停止したことを踏まえ、その後は、簡易トイレ及び毛布の一部を除き、執務室（15 階及び 20 階から 22 階までに所在）に近い 21 階に保管している。

（注） 当省の調査結果による。

表 4-④ 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送する手段を確保している例

府省名	機関名	事例の概要
財務省	大阪税関	大阪港湾合同庁舎、大阪税関監視部庁舎（以下「監視部庁舎」という。）及び税関研修所大阪支所（以下「研修所」という。）（いずれも所在地は大阪市港区）において業務を行っており、各庁舎に備蓄物資を保管している。大阪税関では、業務継続計画において、津波警報が発令された場合、監視部庁舎及び研修所の職員は、大阪港湾合同庁舎に避難することとしており、この場合、備蓄物資を搬送することが想定される。 このため、大阪税関は、備蓄物資を円滑・迅速に搬送するため、研修所における備蓄物資の保管場所に台車、折りたたみ式リヤカー及び自転車を配備している（研修所と大阪港湾合同庁舎の距離は約 200m）。

（注） 当省の調査結果による。

表 4-⑤ 備蓄物資の賞味期限や数量を適切に管理するための措置を講じている例

府省名	機関名	事例の概要																		
財務省	大阪国税局	<p>①備蓄物資の品目、数量、賞味期限、保管場所等を記載した「非常用備蓄品等一覧表」、②保管場所における備蓄物資の配置図を作成し、備蓄物資を管理している。配置図には、配置場所のみならず、数量、配備時期、賞味期限等を記載している。また、備蓄物資にも数量、賞味期限等を記載した用紙を貼付している。</p>																		
農林水産省	農林水産省 本省	<p>食料及び飲料水について、一部を除き、3日分を1セットとして段ボール箱に梱包したものを調達し、保管している。食料及び飲料水の賞味期限は、段ボール箱ごとに統一されており、段ボール箱には、品目、数量、賞味期限等が明記されている。</p> <p>なお、農林水産省は、調達時の仕様書において、段ボール箱に内容物及び賞味期限を明記するよう指示している。</p>																		
農林水産省	東海農政局	<p>①備蓄物資の品目ごとに、受領・在庫確認年月日、数量、賞味期限、賞味期限までの残り期間、保管場所、保管場所における配置図等を記載した「災害物品受払簿」、②品目ごとの数量、賞味期限を図表化した「賞味期限管理一覧」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>また、保管場所において、備蓄物資が入った段ボール箱に、下図のとおり、賞味期限までの残り期間等を記載した用紙を貼付している。</p> <p style="text-align: center;">図 備蓄物資に貼付している用紙の例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">飲 料 水</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数量</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受入月日</td> <td style="text-align: center;">H25. 3. 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賞味期限</td> <td style="text-align: center;">H30. 1. 31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準日</td> <td style="text-align: center;">あと〇年〇ヶ月〇日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H25. 3. 1</td> <td style="text-align: center;">あと 4 年と 10 ヶ月 30 日です</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H26. 4. 1</td> <td style="text-align: center;">あと 3 年と 9 ヶ月 30 日です</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H27. 4. 1</td> <td style="text-align: center;">あと 2 年と 9 ヶ月 30 日です</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">H28. 4. 1</td> <td style="text-align: center;">あと 1 年と 9 ヶ月 30 日です</td> </tr> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	飲 料 水		数量	21	受入月日	H25. 3. 1	賞味期限	H30. 1. 31	基準日	あと〇年〇ヶ月〇日	H25. 3. 1	あと 4 年と 10 ヶ月 30 日です	H26. 4. 1	あと 3 年と 9 ヶ月 30 日です	H27. 4. 1	あと 2 年と 9 ヶ月 30 日です	H28. 4. 1	あと 1 年と 9 ヶ月 30 日です
飲 料 水																				
数量	21																			
受入月日	H25. 3. 1																			
賞味期限	H30. 1. 31																			
基準日	あと〇年〇ヶ月〇日																			
H25. 3. 1	あと 4 年と 10 ヶ月 30 日です																			
H26. 4. 1	あと 3 年と 9 ヶ月 30 日です																			
H27. 4. 1	あと 2 年と 9 ヶ月 30 日です																			
H28. 4. 1	あと 1 年と 9 ヶ月 30 日です																			

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑥ 津波等により浸水するおそれのある場所に備蓄物資を保管している例

No.	府省名	機関名	災害時の 浸水想定	浸水のおそれのある 保管場所の状況		その他の保管場所 の有無、階数
				階数	備蓄物資の種類	
1	法務省	徳島地方法務局	津波発生時に 1m～2m	地下1階	飲料水、毛布	有（2階、3階、6階）
2	財務省	福岡財務支局	洪水発生時に 0.5m未満	地下1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
3	財務省	横浜財務事務所	津波発生時に 0.8m～2m	1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	有（12階、13階、16階）
4	財務省	広島国税局	洪水発生時に 0.5m未満	地下1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
5	財務省	徳島税務署	津波発生時に 2m～3m	1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
6	厚生労働省	徳島労働局	津波発生時に 1m～2m	1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	有（4階）
7	厚生労働省	三条労働基準監督署	洪水発生時に 0.5m～1m未満	1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
8	厚生労働省	福山労働基準監督署	津波発生時に1m以上 2m未満	1階	食料、飲料水	無
9	厚生労働省	広島北労働基準監督署	洪水発生時に 2m～5m未満	1階	食料、飲料水	無
10	厚生労働省	鳴門労働基準監督署	津波発生時に 2m～3m未満	1階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	無
11	厚生労働省	行橋労働基準監督署	洪水発生時に 0.5m～1m	1階	飲料水	有（2階）
12	厚生労働省	横浜公共職業安定所	津波発生時に 0.8m～2m	地下1階	飲料水	有（3階）
13	国土交通省	第三管区海上保安本部	津波発生時に 0.8m～2m	地下2階	簡易トイレ、毛布	有（21階）
14	国土交通省	第六管区海上保安本部	津波発生時に 0.3m以上1m未満 高潮発生時に 0.5m未満	屋外（地上）	食料、飲料水	有（2階）
15	防衛省	南関東防衛局	津波発生時に 0.8m～2m	地下3階	食料、飲料水	有（9階、11階）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「災害時の浸水想定」欄は、各機関が所在する地方公共団体の浸水想定に基づき記載した。

3 「その他の保管場所の有無、階数」欄の無は、全ての備蓄物資を浸水のおそれのある場所に保管しているもの。

表 4-⑦ 高層庁舎において執務室等と備蓄物資の保管場所が離れている例

No.	府省名	機関名	入居階数	執務室等と離れた階に保管している 備蓄物資、その階数		想定される 最大搬送階数
				備蓄物資の種類	階数	
1	内閣府	内閣府本府	1階～14階	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	地下3階	16階
2	国家公安委員会（警察庁）	警察庁本庁	地下2階、地下1階、2階、16階～21階	食料、飲料水	地下1階、地下2階	22階
3	財務省	広島国税局	1階～5階、9階、11階 <small>(注5)</small>	食料、飲料水、簡易トイレ、毛布	地下1階 <small>(注5)</small>	11階
4	文部科学省	文部科学省本省	4階、7階～18階（16階を除く。）	食料、飲料水、毛布	1階	17階
5	厚生労働省	厚生労働省本省	地下1階～22階	毛布	2階	20階
6	厚生労働省	北海道労働局	3階、8階、9階	簡易トイレ、毛布	地下2階	10階
7	国土交通省	四国地方整備局	3階、7階～12階 <small>(注6)</small>	食料、飲料水	1階 <small>(注6)</small>	11階
8	防衛省	防衛省本省	地下4階～19階 <small>(注7)</small>	食料、飲料水、簡易トイレ	屋外（地上）	18階

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「階数」欄は、執務室と離れた階数にある保管場所のうち、最も高い階数を記載した。

3 「想定される最大搬送階数」欄は、「階数」欄の階数から「入居階数」欄の階数のうち最も高い階数まで搬送する場合の階数を記載した。

4 「執務室等と離れた階に保管している備蓄物資、その階数」欄の網掛けは、当該備蓄物資の保管場所が1か所であることを表す。

5 広島国税局は、広島合同庁舎の1号館（1階～5階）、2号館（11階）及び4号館（9階）に入居しており、全ての備蓄物資を4号館地下1階に保管している。

6 四国地方整備局については、サンポート合同庁舎の管理官署としての帰宅困難者用の備蓄物資の状況であり、「入居階数」欄には、帰宅困難者の受入場所を記載した。また、同局は、災害時に当該備蓄物資を保管場所（4階）から1階に搬送し、配分作業を行った上で、各受入場所に搬送するとしているため、「階数」欄は「1階」と記載した。

7 防衛省本省は、敷地内に庁舎が複数あるため、「入居階数」欄は、最も高層である庁舎について記載した。

表 4-⑧ 東日本大震災の際に、エレベーターが停止したため、備蓄物資を地下から高層階まで階段で搬送した例

府省名	機関名	事例の概要
公正取引委員会	公正取引委員会本局	東日本大震災の際に、エレベーターが停止したため、地下倉庫に保管していた毛布を階段で執務室（8階～19階）に搬送し、大変な労力を要したとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑨ 災害時に離れた庁舎まで備蓄物資を搬送することが想定されるが、その体制等が明確に定められていない例

No.	府省名	機関名	事例の概要
1	内閣府	内閣府本府	<p>内閣府本府庁舎、中央合同庁舎第 8 号館（以下「8 号館」という。）（いずれも所在地は東京都千代田区永田町）、大手町合同庁舎第 3 号館（所在地：東京都千代田区大手町）等、10 か所の庁舎において業務を行っている。職員のための備蓄物資は、全て 8 号館に保管されており、内閣府は、災害時には必要に応じて各庁舎に備蓄物資を搬送するとしている。</p> <p>しかし、8 号館から各庁舎までは最大で約 2.4km 離れており、また、8 号館及び隣接する内閣府本府庁舎以外の庁舎で約 1,400 人（全職員の約 6 割）が業務を行っているが、各庁舎までの具体的な搬送手段や体制は明確に定められていない。</p>
2	法務省	福岡法務局	<p>「福岡法務局業務継続計画」（平成 26 年 2 月修正）において、福岡法務局が入居している福岡法務合同庁舎（所在地：福岡市中央区）は、想定している規模の地震により倒壊し、又は崩壊する危険性があることから、西新庁舎（所在地：福岡市早良区）を代替施設として定めている。</p> <p>しかし、西新庁舎に福岡法務局（本局）職員用の備蓄物資は保管されておらず、また、災害時には福岡法務合同庁舎から西新庁舎まで（約 3km）備蓄物資を搬送することが想定されるが、その手段や体制は明確に定められていない。</p>
3	厚生労働省	新潟労働局	<p>「新潟労働局防災業務・業務継続に関する実施要領」（平成 25 年 10 月改訂）において、管内の労働基準監督署及び公共職業安定所（以下「署所」という。）の備蓄物資の一部を新潟労働局において管理すると定めている。このため、同局では、管内の署所のうち、5 労働基準監督署及び 9 公共職業安定所の 1 日分の備蓄物資を保管しており、災害時には、備蓄物資を同局からこれらの署所まで（最大で約 140km）搬送することが想定される。</p> <p>しかし、上記の実施要領では、災害状況等によって備蓄物資を労働局・署所間で融通し合うこととされているが、その搬送体制等は明確に定められていない。</p>
4	厚生労働省	香川労働局	<p>管内の労働基準監督署及び公共職業安定所（出張所を含む。）の備蓄物資を一括調達し、各署所に配布している。</p> <p>しかし、高松公共職業安定所（以下「高松職安」という。）における備蓄状況をみると、目標量（参集要員の 3 日分、参集要員以外の 2 日分）に対する備蓄量の割合が、高松職安では、飲料水 97.1%、食料 73.4%であるのに対し、高松職安の出張所であるしごとプラザ</p>

No.	府省名	機関名	事例の概要
			高松では、飲料水 18.2%、食料 11.4%と高松職安に比べ低くなっており、職員数に応じた備蓄状況となっていない。このため、災害時には備蓄物資を庁舎間（約 1.5km）で搬送することも想定されるが、その手段や体制は明確に定められていない。
5	国土交通省	海上保安庁	<p>中央合同庁舎第 3 号館（以下「3 号館」という。所在地：東京都千代田区霞が関）、国土交通省青海総合庁舎（以下「青海庁舎」という。所在地：東京都江東区青海）及び海上保安試験研究センター（以下「研究センター」という。所在地：立川市泉町）の 3 庁舎において業務を行っており、職員のための備蓄物資を各庁舎に分散して保管している。</p> <p>しかし、各庁舎の備蓄量をみると、青海庁舎及び研究センターでは、目標量（参集要員の 7 日分、参集要員以外の 3 日分）より多くなっているが、3 号館では、目標量の約 4 割から 5 割となっており、各庁舎の職員数に応じたものとなっていない。このため、災害時には備蓄物資を青海庁舎又は研究センターから 3 号館まで（最大約 30km）搬送することも想定されるが、その手段や体制について、海上保安庁は検討中としており、明確に定められていない。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 庁舎間の距離数は、庁舎間の直線距離である。

表 4-⑩ 賞味期限等が過ぎている備蓄物資が保管されている例

No.	府省名	機関名	賞味期限等が過ぎている 備蓄物資の状況		事例の概要
			物資の種類	賞味期限等	
1	総務省	中部管区行政評価局	簡易トイレ	平成 23 年 4 月	<p>簡易トイレについて、目標量（参集要員の 3 日分）を満たす量を備蓄しているとしており、備蓄物資の品目、数量、賞味期限等を記載した「管理状況表」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、簡易トイレの一部が有効期限から約 4 年経過しており、また、有効期限が過ぎたものを除くと、簡易トイレが目標量より少ない状況がみられた。これは、管理状況表に簡易トイレの有効期限が記載されていなかったこと及び備蓄物資の定期的な点検が行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、中部管区行政評価局では、平成 27 年 4 月に業務継続計画を改正し、備蓄物資の定期点検を 1 年間に 1 回は実施することとし、同年 6 月に簡易トイレ（薬剤）を調達した。</p>
2	総務省	石川行政評価事務所	簡易トイレ	平成 24 年 3 月	<p>備蓄物資の品目、数量、賞味期限等を記載した「防災用品一覧表」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、全ての簡易トイレが有効期限から約 3 年経過していた。これは、防災用品一覧表に簡易トイレの有効期限が記載されていなかったこと及び備蓄物資の有効期限の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、石川行政評価事務所では、平成 27 年 3 月に有効期限の定めのない簡易トイレを調達した。</p>
3	総務省	中国総合通信局	簡易トイレ	平成 20 年 3 月	<p>備蓄している全ての簡易トイレについて、有効期限が過ぎており、中国総合通信局では、有効期限が過ぎても使用時に健康に悪影響を及ぼすものではないため、使用可能と判断したとしている。</p> <p>しかし、簡易トイレは、有効期限が過ぎたものについては、使用する薬剤の消臭効果や殺菌作用が低下するとされ、また、当省が現地調査した時点において、有効期限から約 7 年経過しており、使用時に衛生面で支障が生じるおそれがある。</p> <p>なお、同局では、簡易トイレを更新予定。</p>

No.	府省名	機関名	賞味期限等が過ぎている 備蓄物資の状況		事例の概要
			物資の種類	賞味期限等	
4	財務省	中国財務局	簡易トイレ	平成 25 年 4 月	<p>備蓄している簡易トイレの一部について、有効期限が過ぎしており、中国財務局では、有効期限経過後、使用する薬剤の効果が徐々に低下するため、直ちに使用できなくなるものではないと判断したとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、有効期限から約 2 年経過しており、使用時に衛生面で支障が生じるおそれがある。</p> <p>なお、その他の簡易トイレについては、有効期限の表示がなく、調達した時期も不明であるため、有効期限が確認できない状況となっている。</p>
5	財務省	市川税務署	飲料水	平成 26 年 11 月	<p>備蓄物資の品目、数量等を記載した「非常用備品一覧」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、賞味期限が過ぎている飲料水が保管されていた。これは、非常用備品一覧に賞味期限等が記載されていなかったこと及び備蓄物資の賞味期限等の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p>
6	厚生労働省	近畿厚生局	簡易トイレ	平成 25 年 4 月	<p>備蓄している全ての簡易トイレについて、有効期限が過ぎしており、近畿厚生局では、有効期限経過後、使用する薬剤の効果が徐々に低下するため、直ちに使用できなくなるものではないと判断したとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、有効期限から約 2 年経過しており、使用時に衛生面で支障が生じるおそれがある。</p>
7	農林水産省	香川森林管理事務所	食料	平成 26 年 12 月	<p>上部機関である四国森林管理局から食料及び飲料水が段ボール箱に梱包されて送付されるため、当該段ボール箱に賞味期限を記載し、保管している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、段ボール箱に記載されている賞味期限(年のみ記載)とその中身の食料の一部の賞味期限が異なっており、当該食料の賞味期限が過ぎているものがみられた。これは、備蓄物資の賞味期限等の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、香川森林管理事務所は、平成 27 年 1 月に「備蓄物資の管理マニュアル」を策定し、同マニュアルにおいて、年 1 回、備蓄物資の賞味期限等を確認することとしている。また、平成 27 年 3 月に備蓄物資の賞味期限等の点検を実施し、段ボール箱に記載する賞味期限と其中にある食料の賞味期限とを一致させた。</p>

No.	府省名	機関名	賞味期限等が過ぎている 備蓄物資の状況		事例の概要
			物資の種類	賞味期限等	
8	国土交通省	四国地方整備局	食料及び飲料水	平成 26 年 3 月	<p>備蓄物資の品目、数量、賞味期限等を記載した「在庫管理表」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、賞味期限から約 1 年経過している食料及び飲料水が保管されていた。これは、備蓄物資の賞味期限等の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p>
9	国土交通省	九州地方整備局	食料	平成 26 年 2 月	<p>各々が執務室、資料室等で備蓄物資を保管・管理している。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、賞味期限から約 1 年経過している食料が保管されていた。これについて、九州地方整備局では、廃棄処分が未了であったとしており、今後、速やかに廃棄するとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑪ 備蓄物資の数量又は保管場所が実態と異なっている例

No.	府省名	機関名	事例の概要
1	総務省	北海道管区行政評価局	<p>備蓄物資について、管内3分室分を合わせて一括調達し、各分室に配布している。北海道管区行政評価局では、平成23年度に備蓄物資を調達し、その後、26年度に一部更新しており、目標量（参集要員の3日分）を満たしているとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、同局に備蓄されている食料及び飲料水が目標量より少ない状況がみられた。これは、平成26年度に参集要員数の変更があったものの、これに応じた備蓄物資の移動が行われていなかったものであり、備蓄物資の数量の定期的な点検が行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、分室分を合わせた備蓄量は、目標量を満たしており、平成27年4月に、管内3分室との間で備蓄物資の移動を行い、それぞれ目標量を満たしている。</p>
2	総務省	近畿管区行政評価局	<p>飲料水について、平成25年度に目標量（参集要員の3日分）を満たす量を調達したとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、飲料水は全く備蓄されていなかった。これは、調達手続上の不備（発注の誤り）により調達されていなかったものであり、備蓄物資の数量等の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、平成27年3月に目標量を満たす量を調達している。</p>
3	法務省	東京入国管理局	<p>備蓄物資を各階（2階から12階まで）に保管しており、各保管場所における備蓄物資の種類、数量、賞味期限等を記載した「非常食数量表」を作成し、備蓄物資を管理している。</p> <p>しかし、東京入国管理局では、備蓄物資の定期的な点検を行っておらず、当省が現地調査した時点において、非常食数量表において、保管場所が「8～11階」とされている食料の一部が、別の保管場所（4階）に保管されていた。</p>
4	財務省	東京財務事務所	<p>全ての備蓄物資を1か所に保管しており、品目、数量、賞味期限等を記載した「備蓄食料品チェック表」を作成し、備蓄物資を管理している。同表には、簡易トイレは記載されておらず、東京財務事務所は、簡易トイレは備蓄していないとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、当該保管場所に簡易トイレが保管されていた。これは、備蓄物資の数量等の点検が適切に行われていなかったことが原因と考えられる。</p> <p>なお、当省の現地調査後、「備蓄食料品チェック表」とは別に非常用物資の一覧表があり、これに簡易トイレの数量等が記載されていることが判明した。</p>

No.	府省名	機関名	事例の概要
5	経済産業省	北海道産業 保安監督部	<p>備蓄物資について、平成 25 年度に目標量（全職員及び来訪者の 3 日分）を満たす量を調達したとしている。</p> <p>しかし、当省が現地調査した時点において、飲料水が目標量より少ない状況がみられた。これは、調達時にペットボトルの容量を一部誤って計算していたものであり、調達後の点検において、ペットボトルの本数は確認していたものの、容量までは確認していなかったことが原因と考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。